

国民年金の手続きはお済みですか？

の付納料険保はが受ける学生猶



詳しくは町住民生活課までお尋ねください

■国民年金の届出が必要です

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務付けられており、学生も20歳になった時から対象となります。

勤務先を退職されたときは、厚生年金から国民年金への変更の手続きが必要です。また、勤務先を退職された人に扶養されていた配偶者の人や、収入が増加したことで扶養から外れた配偶者の人も、国民年金への切り替え手続きが必要です。

令和6年度の国民年金保険料は、16980円（月額）です。この定額料に、毎月4000円の付加保険料をプラスして納めることで、将来受給する年金額を増やすことができます（付加年金の加入には申請が必要です）。

保険料の納付期限は、納付対象月の翌月末日です。納付期限までに保険料を納めないと、万が一のときに、障害年金や遺族年金が受けられない場合がありますので、忘れずに納めましょう。

■学生納付特例制度

学生は、本人の所得が一定以下の場合、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。未納のままにしておくと、老後や万が一がや病気などで障がいが残った時に、保障が受けられない場合がありますので、納付ができない人は、学生納付特例制度の申請をしておきましょう。承認期間は4月から翌年3月までで、2年1カ月前までさかのぼって申請することができます。

特例を受けた期間は、年金を受けるために必要な期間に計算されますが、金額は反映されません。10年以内であれば、追納制度がありますので、将来受け取る年金額を増やすために、追納をおすすめします。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

マイナンバーカードは更新が必要です！

■マイナンバーカードと電子証明書の有効期限について

マイナンバーカードは更新が必要な本人確認書類です。更新を忘れると、健康保険証と紐づけをしている人は、保険証の利用ができません。有効期限の3ヶ月前から手続きが可能ですので、早めに更新を行いましょう。

▼マイナンバーカードの有効期限

・作成時18歳以上の人は、発行から10回目の誕生日
・作成時18歳未満の人は、発行から5回目の誕生日

▼電子証明書の有効期限

年齢に関わらず、発行から5回目の誕生日

※外国籍の人で、在留期間の定めがない人（永住者、特別永住者など）については、マイナンバーカードの有効期限は日本人の場合と同じです。

※外国籍の人で、在留期間の定めのある人は、在留期間の満了日がマイナンバーカードと電子証明書の有効期限になります。在留期間を延長した場合は、有効期限までに、有効期

限を延長する手続きが必要です。

■カードの更新手続きについて

マイナンバーカードの更新は、カードが新しくなり、顔写真が必要です。有効期限の3か月前から手続きが可能です。有効期限の2～3ヶ月前を目途に、有効期限通知書が地方公共団体情報システム機構より送付されます。窓口での申請も可能ですが、有効期限通知書に記載のQRコードを利用し、オンライン申請することもできます。申請後カードが出来上がりましたら、交付通知書が届きますので、必要書類をご確認のうえ、役場窓口へ受け取りにお越しください。

申請、更新に必要なものなどの詳細は、町公式ウェブサイトをご覧ください。なるか、町住民生活課へお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113



国民健康保険被保険者資格に異動があったときは届け出を

■国民健康保険の資格異動の届け出について

世帯主は、自分の世帯員に国民健康保険の資格異動（転入、転出、社会保険への加入または脱退など）があった場合、14日以内に町へ届け出を行う必要があります。届け出が遅れると、保険給付が制限されることもありますので注意しましょう。

職場の健康保険に加入している人以外は、国民健康保険に入る必要があります。3～4月は、就職や退職などで異動が多い時期です。忘れずに届け出をしましょう。

※国民健康保険税は、届け出をした日の月からではなく、国民健康保険に加入した日（転入日や社会保険の資格喪失日など）の月にさかのぼって納める必要があります。

■国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日まで

国保被保険者の皆さんが現在お持ちの被保険者証の有効期限は、令和7年7月31日（木）までです。

令和6年度分までは、当年度分の保

険証を発行のうえ、お渡ししておりますが、令和6年12月2日より保険証の新規発行が廃止となりました。そのため、令和7年度分は有効期限が切れる前に保険証に代わり「資格確認書」もしくは「資格情報のお知らせ」を世帯主あてに郵便で送付します。

■あんま・はり・きゅう治療券の発行について

令和6年度の「あんま、はり、きゅう治療券」の使用期限は、令和7年3月31日（月）までです。なお、令和7年度の治療券は、令和7年4月1日（火）から発行します。

国保被保険者で治療券が必要な人は、町住民生活課保険係窓口で申請してください。

▼申請に必要なもの

「国民健康保険被保険者証」、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」のいずれか

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

（内線108）

児童手当の拡充による手続きは忘れずに申請を

新たに申請が必要な人はお早め



詳しくは町福祉課までお尋ねください

令和6年10月から児童手当法の改正による制度改正（拡充）が行われ、児童手当制度が変わりました。

つぎのいずれかに該当する場合のみ手続きが必要です。期限までに手続きができなかった場合、申請が遅れた月分の児童手当は支給できませんので、ご注意ください。

■手続きが必要な人

- ①所得上限限度額以上の所得があったため、支給対象外となっていた人
- ②一番下の児童が高校生年代（平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれ）の世帯
- ③就学・就職にかかわらず、養育している大学生年代（平成14年4月2日から

平成18年4月1日生まれ）がいる世帯で、高校生年代以下の子どもと合計して3人以上子どもがいる場合
※養育していれば別居も含みます。

▼申請期限

令和7年3月31日（月）

■申請が職場や他市町村になる場合があります

次に該当する場合は、申請先が異なりますのでご確認ください。

- ・受給者（父母で令和5年中の所得が高い方）が公務員の場合は、職場へお問い合わせください。
- ・甲佐町在住の子どもの主たる監護・生計維持者が他市町村に住んでいる場合、生計維持者の住民登録がある市町村にお問い合わせください。

制度改正や受給についての詳細は、町公式ウェブサイトをご覧ください、町福祉課へお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

町福祉課

☎096・234・1114



くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は
各問い合わせ先にご確認ください

お知らせ

子宮頸がん予防ワクチン「キャッチアップ接種」期間について

令和7年3月31日までに、HPV（子宮頸がん予防）ワクチンを1回以上接種した人は、令和7年4月以降も、残りの接種を公費で受けられることになりました。

対象者

平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの女性

公費での接種期間

令和8年3月31日まで

その他の注意点

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に、HPVワクチンを1回以上受けている人が対象となります。
接種を希望する人は、事前に医療機関にご予約が必要です。

お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111（代表）
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会
（町生涯学習センター）
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家
（（社）甲佐町社会福祉協議会）
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合
（クリーンセンター）
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111（代表）
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111（代表）

予診票がない人は、再発行ができません。母子手帳をご確認のうえ、町健康推進課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

町健康推進課

☎ 096-235-8711

盛土規制法に基づく手続きについてご確認ください

熊本県では、令和7年4月1日（予定）から盛土規制法の運用が始まります。

盛土等による災害から人命を守るために、県全域を原則規制区域に指定します。

令和7年4月1日（予定）から新たに、規制区域内で、一定規模以上の盛土・切土工事や、土砂の仮置きをする場合、事前に許可・届出が必要です。
盛土等が行われた土地の所有者等

は、その土地を安全な状態に維持する必要があります。土地の安全管理に努めてください。

※土地の所有者等とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。

現在着手している工事の手続き

運用開始前に造成工事に着手し、運用開始以降も継続して行う盛土・切土工事や土砂の仮置きは、令和7年4月1日（予定）から令和7年4月22日（予定）までの間に、工事内容の届出が必要です。

詳しくは県ホームページをご確認ください。

お問い合わせ先

町建設課

☎ 096-234-1183

県建築課

☎ 096-333-2542



募集

甲佐町会計年度任用職員を募集します

町では、会計年度任用職員を募集します。詳細は次のとおりです。

募集職種

道路維持管理作業員 1人

職務内容

町道などの道路維持管理における除草作業および軽作業

（建設課および庁内一円）

勤務日数

4月5・11月（月17日以内）
12月5・3月（月13日以内）

勤務時間

平日午前8時30分～午後5時15分

報酬・福利厚生

・日額 8,528円（昇給あり）
・基本報酬月額 14万4,976円
（月17日勤務の場合）

・賞与（期末手当、勤勉手当）は年2回支給

※報酬や賞与については、出勤日数や勤務日数によって変動があります。

・通勤手当は通勤距離に応じて支給

・社会保険あり

・有給休暇あり（年10日）

※有給休暇は勤務日数や継続勤務期間などによって異なります。

▼資格要件

- ・自動車の運転ができる人
- ・草刈り機を使用できる人
- ・自家用車および草刈り機を所有する人
- ・70歳以下の人

▼応募方法

町指定様式の履歴書および資格を称する免許証の写しを町建設課にご提出ください。

▼お問い合わせ先

町建設課

☎096・234・1183

（内線162）

令和7年度各種自衛官を募集しています

自衛隊熊本地方協力本部では、自衛隊幹部候補生、医科・歯科幹部、幹部候補曹、一般曹候補生、自衛官候補生を募集しています。

- ▼募集項目および資格
- 幹部候補生
 - ・大卒程度
 - 22歳以上26歳未満の者（20歳以上22歳未満の者は大卒（見込含）、修士課程修了者等（見込含）は28歳未満の者）
 - ・院卒者
 - 20歳以上28歳未満の者（修士課程修了者等（見込含））
 - ・歯科・薬剤科
 - 専門の大卒（見込含）20歳以上30歳未満の者（薬剤科は20歳以上28歳未満の者）
 - 医科・歯科幹部
 - 医師・歯科医師の免許取得者
 - 幹部候補曹
 - 20歳以上33歳未満の者
 - 一般曹候補生
 - 18歳以上33歳未満の者
 - 自衛官候補生
 - 18歳以上33歳未満の者
 - ▼受付期間
 - 幹部候補生
 - 4月4日（金）まで
 - 医科・歯科幹部
 - 5月22日（木）まで
 - 幹部候補曹
 - 4月4日（金）まで
 - 一般曹候補生
 - 5月7日（水）まで
 - 自衛官候補生
 - 年間を通じ随時
 - ▼試験日
 - 幹部候補生
 - ・大卒程度・院卒者
 - 1次試験…4月12日・13日
 - 2次試験…6月1日～7日
 - ・歯科・薬剤科
 - 1次試験…4月12日
 - 2次試験…6月1日～7日
 - 医科・歯科幹部
 - 6月20日
 - 幹部候補曹
 - 1次試験…4月12日
 - 2次試験…6月1日～7日
 - 一般曹候補生
 - 1次試験…5月17日～25日のうちいずれか1日を指定
 - 2次試験…6月14日～29日のうちいずれか1日を指定
 - 自衛官候補生
 - 受付時または自衛隊協力本部のホームページにてお知らせします。
 - 募集についての詳細は、自衛隊熊本地方協力本部のホームページをご確認ください。
 - ▼お問い合わせ先
 - 自衛隊熊本地方協力本部
 - 宇城募集案内所
 - ☎0964・23・2047

traffic safety		
事件・事故件数		
種 別	発生件数	
	1月	年累計
人身事故	1	1
物損事故	13	13
盗難など	0	0

1月31日現在

fire prevention		
出動火災件数		
種 別	発生件数	前年比較
家 屋	4	+ 1
原 野	14	+ 2
そ の 他	14	+ 2
合計件数	32	+ 5

2月15日現在

tax	
町税などの滞納処分(1月分)	
種 別	件数・金額など
捜 索	0件
差し押さえ件数	4件
公 売 回 数	0回
公 売 件 数	0件
滞納処分関連収入	49,550円

お知らせ

不動産の賃貸借トラブル 無料相談会の開催について

熊本県青年司法書士会では、不動産賃貸トラブルに関する相談会として、「司法書士による不動産の賃貸借トラブルなんでも相談会」を開催します。ご相談は無料です。また、相談会場に來れない人のために、電話相談にも対応しています。

「アパートを退去したが敷金が返還されない」、「原状回復費用として高額なお金を請求されている」、「不動産を賃貸しているが借主が賃料を支払わない、出て行ってもくれない」などのお悩みに司法書士が相談を受け付けます。秘密は守られますのでご安心ください。

開催日時

3月29日（土）

午後1時～午後5時まで

※面談、電話にて相談を受け付けます。面談は予約優先、電話は予約不要です。

開催場所

熊本県司法書士会館（熊本市中央区大江四丁目4番34号）

相談料

無料

相談電話番号

096・364・0800

※当日のみの専用番号です。

相談予約・お問い合わせ先

司法書士 上嶋 奨

☎0968・69・0180

ロード・クリーン・ボランティア 協定団体を募集

熊本県では、県が管理する道路での清掃や除草、植栽などのボランティア活動への支援を目的として、「ロード・クリーン・ボランティア事業」を実施しています。個人や団体を問わず申し込み可能で、ゴミ袋や軍手などの支給、清掃用具の貸し出し、保険の加入補助などの支援を行っています。みなさまのご応募をお待ちしております。

お問い合わせ先

県道路保全課

☎096・333・2495

新しい家族を待っています！

ペットを飼おうと思ったとき、保健所や動物愛護センターから保護犬や保護猫を迎え入れるという選択肢があります。県では、譲渡対象となる犬や猫をホームページで紹介しています。

最後まで大切に飼育していただける方をお待ちしております。

※譲渡には条件がありますのでご確認ください。

詳しくは、熊本県動物愛護ホームページをご覧ください。



お問い合わせ先

アニマルフレンズ熊本

☎0964・27・8115

御船保健所

☎096・282・0016

香害についてご理解を お願いいたします

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。自分にとって快適な香りが、必ずしも他の人にも快適に感じるとは限りません。香りの感じ方には個人差があります。誰もが、つらい思いをしない・させないためにも、香水をつける部分や量に気を付ける、合成香料を含んだ製品を使用する際は使用量を守るなど、周りの方への十分な配慮をするように心がけましょう。

お問い合わせ先

県消費生活センター

☎096・383・0999

農薬の空容器は適正に 処理しましょう

農産物を生産・出荷される人が使用した農薬空容器は、野焼きや不法投棄が法律で禁止されています。これら空容器の処分については、排出者である農業者自らが適切に処理するか、専門の廃棄物処理業者に処分を委託することが法律で義務付けられています。また、農薬空容器の処分にあたっては、容器内に残った農薬も適切に処分する必要があります。詳しくは、購入店または熊本県農業技術課にお尋ねください。

お問い合わせ先

県農業技術課

☎096・333・2381

道路に張り出している 木の伐採にご協力を

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により、歩行者自動車などに損害が発生した場合、樹木所有者の責任を問われることがあります。道路沿いで樹木を所有している人は点検を実施し、危険な場合は伐採するなどの措置を講じてください。

お問い合わせ先

県道路保全課

☎096・333・2495

道路緊急ダイヤル (#9910) 通報のお願い

道路緊急ダイヤルは、道路における倒木や穴ぼこなど、道路異状を発見した場合の通報窓口です。このダイヤルに通報いただくことにより、速やかに応急処置等を実施することができ、道路の異状による事故を未然に防ぐことができます。

道路異状を発見された場合は、速やかに#9910にご連絡いただきますよう、よろしく願います。

▼お問い合わせ先

県道路保全課

☎096・333・2495

ペットが迷子になったときは

飼っている犬や猫が迷子になってしまった時は、保護されている場合がありますので、次のところに届け出てください。

- ・お住まいの管轄の保健所
- ・行方不明になった場所に近い保健所

・最寄りの警察署

また、熊本県動物愛護ホームページでは、保護された迷子の犬や猫の情報を検索できるほか、飼い主が登

録することもできますので、ご利用ください。



▼お問い合わせ先

アニマルフレンズ熊本

☎0964・27・8115

多重債務にお悩みの人は 生活再生相談室にご相談を

今年度に入り、多重債務に関する相談が増加しています。生活苦による借金のほか、投資や副業に必要な資金調達のため多重債務に陥るケースもあります。一人で抱え込まず、お悩みの際は、多重債務の方の生活再生のお手伝いをするグリーンコープ生活再生相談室（県委託事業）または県消費生活センターまでご相談ください。

▼お問い合わせ先

グリーンコープ生活再生相談室

☎096・243・2100

県消費生活センター

☎096・383・0999

サツマイモ基腐れ病の まん延防止について

サツマイモ基腐病は、平成30年度に国内で初めて確認され、令和2年

10月以降、熊本県内でも発生しています。この病気にサツマイモが感染すると、地表部から茎の変色や、いもの腐敗などが起き、ひどい場合、株が枯死します。これからサツマイモは定植時期を迎えます。この病気を防ぐために、健全な種いも・苗を登録薬剤へ浸漬消毒して使用するとともに、ほ場の土壌消毒と植え付け前の排水対策等を徹底しましょう。万が一発生した場合は、病気が広がる前に発病した株をほ場の外に出し、腐熟させます。加えて、ほ場内の発生源に登録薬剤を散布しましょう。

▼お問い合わせ先

病害虫防除所

☎096・248・6490

県農業普及・振興課

☎0969・22・4256

くらし安全

ネットの危険から 子どもを守ろう

子どもたちが安心して安全にインターネットを利用するためには、犯罪や薬物に誘う内容や、著しい残虐、わいせつな内容の有害情報との接触により生じるリスクを保護者が正しく認識した上で、フィルタリング

サービスを利用し、適切な設定を行

うことが重要です。

犯罪やトラブルから子どもたちを守るために、フィルタリングの利用とともに、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子どもたちにインターネットの危険性を教えることや、家族で話し合っただけでルールを作り、子どもの成長にあわせて見直していくことが大切です。

- ・接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する
- ・個人を特定される情報を書き込まない
- ・知らない人との電話やメール、メッセージの交換をしない
- ・友達にメールやメッセージのやりとりを強要しない
- ・他人のID・パスワードを勝手に使わない

- ・利用する場所や時間を決める
- ・困ったことがあれば必ず保護者に相談する

スマートフォンだけでなく、ゲーム機やタブレット、子供に貸すことがある大人用のスマートフォンやおさがりの機器などにもフィルタリングを忘れないようにしましょう。

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

☎096・282・1110